

③専従者控除

生計を一にしている配偶者や 15 歳以上のその他の親族で、あなたの事業に専従した期間が一年を通じて 6 ヶ月を超える場合には、事業専従者として、次の (1) か (2) のうち、いずれか少ない方の金額（事業専従者控除額）が収入金額から控除されます。

(1) 500,000 円。ただし配偶者は 860,000 円。

(2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)

なお、事業専従者控除額または青色専従者給与額は必要経費に加えてください。

④給与所得金額

給与所得金額は、給与等の収入金額から法律に規定された給与所得控除額を差し引いて所得金額を算出します。

給与所得控除後の金額は、次の表のとおりです。

なお、令和 3 年度から所得金額調整控除が新設されました。（下記を参照）

収入金額（支払金額）	給与所得控除後の金額	
550,999 円以下	0 円	
551,000円～1,618,999 円まで	収入金額 - 550,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円まで	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円まで	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円まで	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円まで	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円まで	計算収入額×0.6+100,000円	◎計算収入額 収入金額÷4,000 円に よる整数×4,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円まで	計算収入額×0.7- 80,000円	
3,600,000 円～6,599,999 円まで	計算収入額×0.8- 440,000円	
6,600,000 円～8,499,999 円まで	収入金額×0.90 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	収入金額 - 1,950,000 円	

・所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額(※)を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。※総所得金額に関する説明は、9 頁を参照してください。

所得金額調整控除には、次の A 又は B のとおり、2 種類の控除があります。

A: 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（子ども等）」といいます。）

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、給与所得から下記の所得金額調整控除額(子ども等)が控除されます。

(1)本人が特別障害者に該当する場合

(2)23歳未満の扶養親族を有する場合

(3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額(子ども等) = {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(注)この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。

したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

B: 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（以下、「所得金額調整控除（年金等）」といいます。）

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得から下記の所得金額調整控除額(年金等)が控除されます。

所得金額調整控除額(年金等)=給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

※前頁Aの所得金額調整控除(子ども等)の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

⑤公的年金等所得金額

公的年金等所得金額は、年金の収入金額から法律に規定された公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。公的年金等所得控除後の金額は、下記の表のとおりです。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等所得控除後の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～ 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和32年1月1日以前生)	330万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75 -27万5,000円	収入金額×0.75 -17万5,000円	収入金額×0.75 -7万5,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 -68万5,000円	収入金額×0.85 -58万5,000円	収入金額×0.85 -48万5,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 -145万5,000円	収入金額×0.95 -135万5,000円	収入金額×0.95 -125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額 -195万5,000円	収入金額 -185万5,000円	収入金額 -175万5,000円
65歳未満 (昭和32年1月2日以降生)	130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75 -27万5,000円	収入金額×0.75 -17万5,000円	収入金額×0.75 -7万5,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 -68万5,000円	収入金額×0.85 -58万5,000円	収入金額×0.85 -48万5,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 -145万5,000円	収入金額×0.95 -135万5,000円	収入金額×0.95 -125万5,000円
	1,000万円以上	収入金額 -195万5,000円	収入金額 -185万5,000円	収入金額 -175万5,000円

⑥所得控除額

種類		控除額	
雑損控除		控除額 = (損害金額) - (保険金等で補てんされた金額) - (総所得金額等(※)の合計額 × 10/100) 災害関連支出がある場合はその支出額が前年の総所得金額等(※)の合計額の 10%、または 5 万円のいずれか低い額を超える支出額が控除されます	
どちらか一方のみ適用可	医療費控除	控除額 = (支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額 × 5/100 (10 万円を限度)) 控除額の最高限度は 200 万円です	
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	控除額 = (スイッチOTC 医薬品購入費用) - (保険金等で補てんされた金額) - (12,000 円) 控除額の最高限度は 88,000 円です	
社会保険料控除		国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料を支払った場合、支払った保険料の全額	
小規模企業共済等掛金控除		第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金掛金を支払った場合、支払った掛金の全額	
生命保険料控除		一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、契約した時期により次のとおり控除額を計算します	
【新制度適用契約】 「新契約」 ①一般生命保険料 ②介護医療保険料 ③個人年金保険料		平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約 (新制度適用契約) 「新契約」 に適用	
		支払った保険料の金額	生命保険料控除額
		12,000 円以下	支払保険料の全額
		12,001 円～32,000 円まで	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円
		32,001 円～56,000 円まで	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円
		56,001 円以上	28,000 円
		支払った保険料が①②③とある場合 … ①②③の合計額 (控除上限額は 70,000 円)	
【旧制度適用契約】 「旧契約」 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料		平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約 (旧制度適用契約) 「旧契約」 に適用	
		支払った保険料の金額	生命保険料控除額
		15,000 円以下	支払保険料の全額
		15,001 円～40,000 円まで	支払保険料 × 1/2 + 7,500 円
		40,001 円～70,000 円まで	支払保険料 × 1/4 + 17,500 円
		70,001 円以上	35,000 円
		支払った保険料が①と②の両方ある場合 … ①②の合計額 (控除上限額は 70,000 円)	
「新契約」と「旧契約」両方の場合		「新契約」と「旧契約」がある場合下記のとおり計算します ・「新契約」と「旧契約」それぞれで計算した金額の合計額 (限度額 28,000 円) ・「新契約」のみで計算した金額 (限度額 28,000 円) ・「旧契約」のみで計算した金額 (限度額 35,000 円) (注)「新契約」と「旧契約」の控除の合計限度額が 70,000 円です	
地震保険控除		地震保険料の控除額と旧長期損害保険料の控除額の合計額 (控除上限額は 25,000 円)	
【地震保険料】		支払った保険料の金額	地震保険料控除額
		50,000 円まで	支払保険料 × 1/2
		50,001 円以上	25,000 円
【旧長期損害保険料】		支払った保険料の金額	地震保険料控除額
		5,000 円まで	支払保険料の全額
		5,001 円～15,000 円まで	支払保険料 × 1/2 + 2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円

※総所得金額等に関する説明は、9頁を参照してください。

・人的控除額

区分		控除額		
		納税義務者の合計所得金額(※)		
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
配偶者控除 ※納税義務者本人の合計所得金額 が1,000万円を超える場合 は適用されません	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 ※控除対象配偶者以外の配偶者に 適用 ただし、納税義務者本人の合計所 得金額が1,000万円を超える場合 は適用されません	配偶者の合計所得金額			
	48万円超～95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
扶養控除	一般扶養(16歳～18歳、23歳～69歳)	33万円		
	特定扶養(19歳～22歳)	45万円		
	老人扶養(70歳以上)	38万円		
	同居老親等(同居している70歳以上の親等)	45万円		
障害者控除		26万円(特別障害者は30万円)		
同居特別障害者控除		23万円(特別障害者控除に加算)		
寡婦控除		26万円		
ひとり親控除		30万円		
勤労学生控除		26万円		
基礎控除 ※前年の合計所得金額が2,400万円超の者はその前年の合計所得金額に応じて控除額が 段階的に減額し、前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除が適用できないも のとされました また、前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除が適用できなくなることに 伴い、調整控除を適用しないこととされました	納税義務者の合計所得金額			
	2,400万円 以下	2,400万 円超 2,450万円 以下	2,450万 円超 2,500万円 以下	2,500万円 超
		43万円	29万円	15万円
				0円

※人的控除に該当するかどうかは 令和 3年 12月 31日の現況によって判断します。

※合計所得金額に関する説明は、9頁を参照してください。

⑦所得割税率

	特別区民税	都民税
税率	6%	4%

・分離課税の税率

所得の種類		特別区民税	都民税	
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	
	軽減	3%	2%	
長期譲渡所得	一般	3%	2%	
	特定	2,000 万円以下	2.4%	1.6%
		2,000 万円超	3% - 12 万円	2% - 8 万円
	軽減	6,000 万円以下	2.4%	1.6%
6,000 万円超		3% - 36 万円	2% - 24 万円	
株式等に係る譲渡所得	一般分	3%	2%	
	上場分	3%	2%	
上場株式等に係る配当所得等		3%	2%	
先物取引に係る事業・雑所得		3%	2%	

⑧税額控除

・調整控除(住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

下記の金額が個人住民税所得割額から控除されます。

住民税の合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

住民税の合計課税所得金額(※)が 200 万円以下の方	住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の方
(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の5% (区3%・都2%) (イ) 人的控除額の差の合計額 (ロ) 個人住民税の合計課税所得金額	【人的控除額の差の合計額－ (合計課税所得金額－200万円)】×5% (区3%・都2%) ※この額が2,500円未満又はマイナスの場合は2,500円

※合計課税所得金額に関する説明は、9頁を参照してください。

<参考> 住民税と所得税の人的控除額の差

区分		人的控除額の差		
基礎控除		納税義務者の合計所得金額		
		2,400万円以下	2,400万円超～ 2,450万円以下	2,450万円超～ 2,500万円以下
		5万円	5万円※	5万円※
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	
	一般配偶者	5万円	4万円	2万円
	老人配偶者	10万円	6万円	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の合計所得金額 50万円以上 55万円 未満	3万円	2万円	1万円
	※配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合、人的控除額の差は0円となります			
扶養控除	一般扶養 (16歳～18歳、23歳～69歳)	5万円		
	特定扶養 (19歳～22歳)	18万円		
	老人扶養 (70歳以上)	10万円		
	同居老親等 (同居している70歳以上の親等)	13万円		
ひとり親	母である者	5万円		
	父である者	1万円		
障害者・寡婦・勤労学生		1万円		
特別障害者		10万円		
同居特別障害者 (特別障害者に加算)		12万円		

※調整控除の算出に使用する上での金額となっており、実際の住民税と所得税との控除差とは異なります。

・配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた額が個人住民税所得割額から控除されます。

	特別区民税		都民税	
	1,000万円 以下	1,000万円を 超える部分	1,000万円 以下	1,000万円を 超える部分
課税総所得金額等(※)				
利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託、 特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	0.8%	1.2%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託 (一般外貨建等証券投資信託を除く)の収益の分配	0.8%	0.4%	0.6%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.2%	0.3%	0.15%

※課税総所得金額等に関する説明は、9頁を参照してください。

・寄附金税額控除

令和3年中に次のいずれかに寄附を行った場合、寄附先に応じた控除額が個人住民税所得割額から控除されます。

寄附先	控除
都道府県・市区町村（指定団体）	①基本控除と②特例控除の合計額
住所地の共同募金会及び、日本赤十字社の支部 都道府県・市区町村（指定団体以外）	①基本控除の金額
地方公共団体の条例で指定した団体（区条例で指定した団体）	①基本控除のうち a の額
地方公共団体の条例で指定した団体（都条例で指定した団体）	①基本控除のうち b の額

① 基本控除 (a+b)

a [寄附金の合計（総所得金額等の 30%を限度） - 2,000 円] × 区 6%

b [寄附金の合計（総所得金額等の 30%を限度） - 2,000 円] × 都 4%

② 特例控除

指定団体である都道府県・市区町村への寄附金があった場合は次の算式による金額を①に合算します。
ただし、特例控除額は住民税所得割額の 20%を限度とします。

$$[\text{寄附金の合計（総所得金額等の 30\%を限度）} - 2,000 \text{ 円}] \times (90\% - \text{所得税率} \times 1 \times 1.021 \times 2) \times \text{区 } 3/5 \cdot \text{都 } 2/5$$

※1所得税で適用されている所得税率と異なる場合があります。

※2住民税寄附金税額控除から復興特別所得税（2.1%）に対応する率を減ずるための調整措置

◎渋谷区の条例により指定された団体は、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団・社会福祉法人渋谷区社会福祉協会・公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社・公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団です。(令和4年4月1日現在)
この団体に係る寄附金控除額は特別区民税所得割額から控除されます。

◎東京都の条例で指定された団体への寄附については、都民税所得割額から控除されます。

◎新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、区長が指定する文化芸術・スポーツイベントで中止、延期規模の縮小により生じた入場料金、参加料金等の払戻しを請求する権利の一部または全部を放棄した場合、その金額（上限金額20万円）は寄附金税額控除の対象となります。

・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年1月～令和4年12月に居住開始し、所得税の住宅借入金等特別控除（特定増改築を除く）を受けた場合、所得税で控除しきれなかった金額があるときは、下表の金額が翌年度の住民税所得割額から控除されます。

居住年月	控除限度額
平成 21 年 1 月～平成 26 年 3 月	次のいずれか小さい額 1. 住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の5% (97,500円を限度) ※課税総所得金額に分離所得は含みません。
平成 26 年 4 月～令和 4 年 12 月 (注)	次のいずれか小さい額 1. 住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 2. 所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の7% (136,500円を限度) ※課税総所得金額に分離所得は含みません。 (注)住宅取得にかかる消費税率が5%の場合は、上段の金額が適用となります

※1住民税が非課税または均等割のみ課税されている人は、住民税における住宅ローン控除の適用はありません。

※2所得税が分離所得のみの人、所得税から住宅ローン控除を全額控除できる人や、住宅ローン控除を適用しなくても所得税が非課税になる人は、住民税における住宅ローン控除の適用はありません。

※3住宅取得にかかる消費税率が5%の場合は、居住年月平成21年1月～平成26年3月の金額が適用となります。

・配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

配当割・株式等譲渡所得割がある場合は個人住民税所得割額から控除され、控除しきれなかった額については均等割額に充当します。

⑨均等割額

	特別区民税	都民税
均等割額	3,500 円	1,500 円

<用語の解説>

・総所得金額

総所得金額とは、総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（営業等、農業）、給与所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得および一時所得の金額（2分の1後の金額））に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額をいいます。**分離所得は含みません。**

・総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(※) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

・合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

(※) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

・合計課税所得金額

合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額をいいます。

・課税総所得金額等

課税総所得金額等とは、課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。